

史跡岐阜城跡 サイン計画

2014年3月

岐 阜 市

岐阜市教育委員会

例 言

- 1 本書は、岐阜県岐阜市に所在する国指定史跡岐阜城跡のサイン整備の計画書である。
- 2 本サイン計画策定事業は、岐阜市教育委員会社会教育課が主体となり、平成 25 年度に岐阜市単独事業で実施した。
- 3 本計画は、策定にあたり設置した「史跡岐阜城跡整備委員会」における協議によってまとめられたものである。また、計画策定には、岐阜県教育委員会社会教育文化課の指導・助言を受けた。
- 4 本計画策定に係る事務は、「史跡岐阜城跡整備委員会」における協議結果を踏まえ、岐阜市教育委員会社会教育課が担当した。
- 5 本計画策定にあたり、岐阜県教育委員会社会教育文化課、林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署から、多大なご協力とご助言をいただいた。

参考図書

計画策定にあたり、以下の図書を参考とした。

- 1 「史跡等整備のてびき - 保存と活用のために -」
監修：文化庁文化財部記念物課
平成 17 年 6 月
- 2 「増補改訂版 道路の移動円滑化整備ガイドライン」
監修：国土交通省道路局企画課
発行・編集：財団法人 国土技術研究センター
平成 20 年 2 月
- 3 「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」
監修：国土交通省道路局企画課
編集・発行：財団法人道路保全技術センター
平成 15 年 11 月
- 4 「観光地のためのひと目でわかる案内標識」
編著：観光地域づくり・案内標識研究会
平成 17 年 9 月

目 次

第1章	サイン計画策定の目的と経緯	1
第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画策定の経緯	1
第3節	計画策定組織	3
第4節	サイン計画の位置づけと検討フロー	7
1.	計画の位置づけ	7
2.	計画検討フロー	8
3.	計画検討の経過	8
第5節	計画の適用範囲と関連計画	9
1.	計画の適用範囲	9
2.	関連計画	11
第2章	史跡岐阜城跡の価値と現状	15
第1節	史跡指定の状況	15
1.	指定概要	15
2.	管理団体指定	17
3.	史跡の指定範囲	17
4.	土地所有の状況	17
5.	各種法令による位置づけ	17
第2節	史跡を構成する価値	22
1.	城郭としての価値	22
2.	史跡岐阜城跡を構成する価値	22
第3節	史跡の現状	25
1.	本質的価値を構成する枢要の諸要素の状況	25
2.	本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の要素の状況	31
3.	史跡の周辺地域における諸要素の状況	35
4.	史跡の利用の状況	38
5.	サイン整備の観点からみた史跡岐阜城跡の特徴	42
第3章	史跡岐阜城跡におけるサインの現状	43
第1節	サインの機能的な分類	43
1.	解説に関する機能	43
2.	利用に関する機能	43
第2節	サインの現状分析	45
1.	既存サインの種類	45
2.	既存サインの設置者	46
3.	既存サインの設置状況	46
4.	既存サインの意匠・形態	46
5.	記載内容	47
	岐阜城跡サイン整理一覧	48

第4章 サイン整備の基本理念と基本方針	75
第1節 サイン整備の基本理念	75
第2節 サイン整備の基本方針	76
第5章 サイン整備計画	77
第1節 サインの機能的な配置	77
1. 場所（ポイント）の分類	77
2. サインの配置計画	79
第2節 表示する情報の内容と量	84
1. サインに表示する情報の内容	84
2. 地図に表示する内容	84
3. 情報量	84
4. ピクトグラムの活用	84
5. 用語統一	86
6. 多言語化	87
7. 色彩	88
8. 使用フォントと寸法	88
第3節 サインの仕様検討	89
1. サイン本体（板面）の仕様	89
2. 支柱とフレームの仕様	91
第4節 サイン以外の媒体との連携	93
1. 紙媒体との連携	93
2. 電子端末との連携	93
3. 案内人との相互連携	93
第5節 既存サインの方針	93
第6節 サイン整備の体制と維持管理計画	93
1. サイン整備の体制	93
2. 維持管理計画	94
第6章 解説サインの配置計画	95
第1節 山上部の解説サイン配置計画	95
1. 現状の整理	95
2. 整備方針と配置計画	99
3. 山上部の既存解説サイン一覧	101
第2節 山林部の解説サイン配置計画	110
1. 現状の整理	110
2. 整備方針と配置計画	112
3. 山林部の既存解説サイン一覧	114

史跡岐阜城跡サイン計画

第1章 サイン計画策定の目的と経緯

第1節 計画策定の目的

岐阜城跡は、標高 329m の金華山（稲葉山）の山上の城郭と山麓の居館を中心に、山全体を天然の要害として築かれた山城である。稲葉山城、井口城とも呼ばれ、戦国時代に美濃国を治めた斎藤氏と、織田信長が居城とした城跡として知られている。

岐阜城跡は平成 23 年(2011)2 月 7 日に国史跡に指定されたが、これまでの調査の中で、文化財として非常に重要な城跡であるということが明らかになってきた。今後は、学術的・歴史的な価値を踏まえた保存・活用を推進することが必要であり、市民・国民にとっても有益であると考えられる。

以上のような考えのもと、平成 23 年度には「史跡岐阜城跡保存管理計画」を、平成 24 年度には「史跡岐阜城跡整備基本構想」を策定した。本計画は、これらの理念や基本方針に基づき、史跡岐阜城跡の標識や解説板等のサイン整備を今後、適切に実施するために、サイン整備の基本的な方針や配置計画を定め、規格・色彩等のガイドラインを示すことを目的とする。

第2節 計画策定の経緯

岐阜城跡は平成 23 年(2011)2 月 7 日付けで、国の史跡に指定された。平成 23 年度には、史跡の基本的な保存管理を示した、「史跡岐阜城跡保存管理計画」を策定した。平成 24 年度には、今後の史跡整備の基本的方針や事業計画を定めるため、「史跡岐阜城跡整備基本構想」を策定した。

これらを受け、今後の史跡整備事業を推進するにあたり、史跡内における望ましい動線のあり方と解説すべき事項を定める必要が生じた。

また、岐阜市教育委員会では、平成 23 年度に史跡内のサイン類の現状把握と、今後の史跡の保存管理に資するため、史跡内の看板台帳を作成した。これらによって、現在史跡内に存在する標識、案内板の現状把握ができるようになった。現在、史跡内にあるサイン類は、様々な設置者が、様々な目的で設置している。特に登山道の入口や道の分岐点には、複数のサインが局所的に集中していたり、同様のマナー啓発看板が乱立しているところもある。また、岐阜城に関する解説板についても、軍記物や伝承をもとにしたと思われる、史実と異なる説明がされているものがある。一方で、山上部の堀切や石垣など、史跡の価値を示す重要な遺構について解説がない現状もある。

史跡内のサインの現状を整理し、解説すべき価値をまとめた上で、今後の整備事業における史跡全体のサインのあり方と整備方針及び配置計画を定めるとともに、既存のサイン類の整理・改修等の基準を定めるため、本サイン計画を策定する。

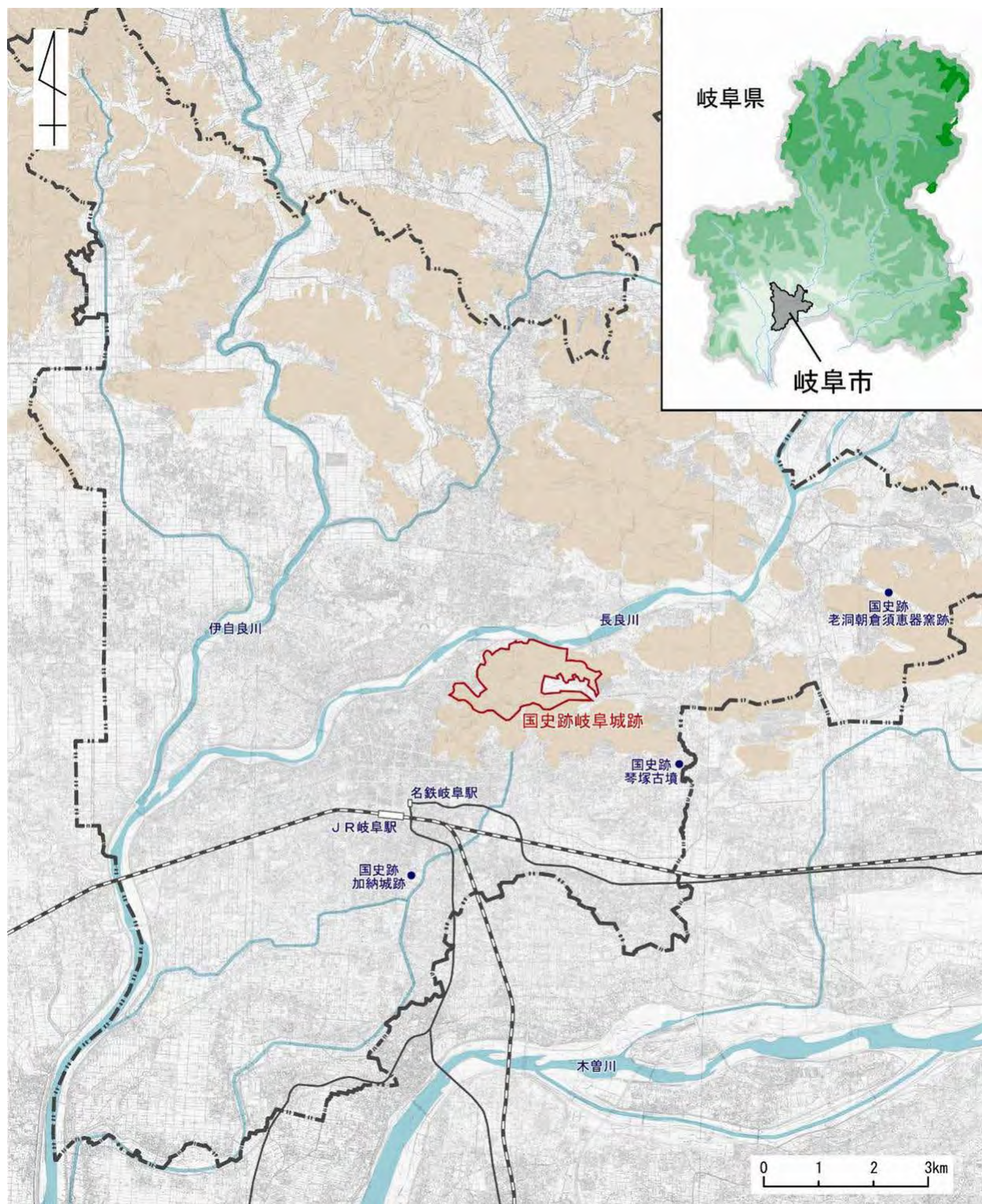


図 1-1 史跡岐阜城跡の位置

第3節 計画策定組織

本計画の策定に当たっては、学識経験者から構成される「史跡岐阜城跡整備委員会」（以下「委員会」）を設置し、検討を行った。委員会では、岐阜市教育委員会社会教育課（以下「事務局」）が計画案を提示し、協議を行った。また、随時、文化庁や岐阜県教育委員会の指導を仰ぎ、本委員会と並行して開催される「史跡岐阜城跡整備専門委員会」や、関係者の連絡会議「岐阜城・金華山保存活用推進会議」とも調整・整合性を図り、計画にその内容を反映させた。

図 1-2 サイン計画策定の体制

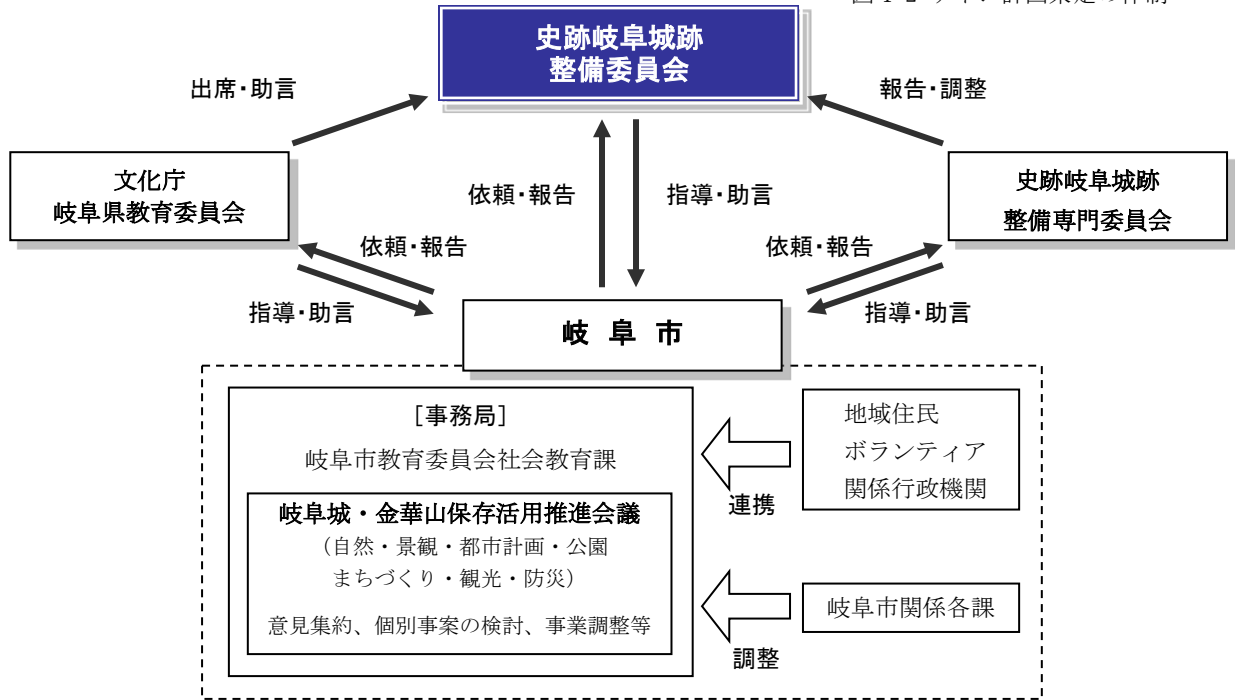


表 1-1 史跡岐阜城跡整備委員会名簿

区 分	氏 名	役 職	備 考
委員長	中井 均	滋賀県立大学人間文化学部教授	日本考古学・城郭史
副委員長	小和田 哲男	静岡大学名誉教授	日本中世史
委員	丸山 宏	名城大学農学部教授	庭園文化史
〃	坂井 秀弥	奈良大学文学部教授	日本考古学
〃	麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	日本建築史
関係者	森川 誠道	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署長	
〃	松野 晶信	岐阜県教育委員会社会教育文化課課長補佐兼係長	
事務局		岐阜市教育委員会	

表 1-2 史跡岐阜城跡整備専門委員会名簿

区 分	氏 名	役 職	備 考
委員長	仁木 宏	大阪市立大学大学院文学研究科教授	日本中世史
副委員長	高木 洋	前岐阜市歴史博物館長	日本考古学
委員	中井 均	滋賀県立大学人間文化学部教授	日本考古学・城郭史
〃	仲 隆裕	京都造形芸術大学芸術学部教授	庭園文化史
〃	山村 亜希	愛知県立大学日本文化学部准教授	歴史地理学
〃	武田 純	岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授	造園学
関係者	松野 晶信	岐阜県教育委員会社会教育文化課課長補佐兼係長	
事務局		岐阜市教育委員会	

史跡岐阜城跡整備委員会規則をここに公布する。

平成25年3月28日

岐阜市教育委員会 委員長

岐阜市教育委員会規則第16号

史跡岐阜城跡整備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例(平成25年岐阜市条例第7号)第3条の規定に基づき、史跡岐阜城跡整備委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

史跡岐阜城跡整備専門委員会規則をここに公布する。

平成25年3月28日

岐阜市教育委員会 委員長

岐阜市教育委員会規則第17号

史跡岐阜城跡整備専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例(平成25年岐阜市条例第7号)第3条の規定に基づき、史跡岐阜城跡整備専門委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

岐阜城・金華山保存活用推進会議要綱

平成23年3月31日決裁

平成24年5月28日改正

平成25年4月30日改正

(設置)

第1条 岐阜市のランドマークである金華山及びそこに築かれた国史跡岐阜城跡を適切に維持し、これを管理し、及び活用を促進することを目的として、岐阜城・金華山保存活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項についての連絡調整を行う。

- (1) 国史跡岐阜城跡の保存管理に関すること。
- (2) 金華山の管理体制に関すること。
- (3) 金華山の活用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる岐阜市関係課及び関係団体をもって組織する。

(会議等)

第4条 推進会議は、教育委員会社会教育課長が招集する。

2 推進会議には、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

別表（第3条関係）			
企画部	政策調整課	基盤整備部	道路維持課
商工観光部	観光コンベンション課		土木管理課
	産業拠点運営課	市民参画部	市民協働推進課
農林部	農林園芸課	まちづくり推進部	まちづくり景観課
都市建設部	公園整備課	都市防災部	消防課
	都市計画課	教育委員会事務局	社会教育課
	歴史まちづくり課	自然共生部	自然環境課
			循環型社会推進課
岐阜森林管理署、十時會、金華山サポーターズ、ぎふし森守クラブ、岐阜観光索道株式会社			

第4節 サイン計画の位置づけと検討フロー

1. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次のとおりである。本計画に従って既存のサインを改修あるいは新設し、適切な整備を行うものとする。実際の整備にあたっては、本計画の方針等をベースに、委員会の指導に基づいて実施する。

また、史跡整備に伴うサイン類の整備にあたっては、本計画の方針等をベースに、今後策定を予定している、整備計画や設計等で詳細を決定する。

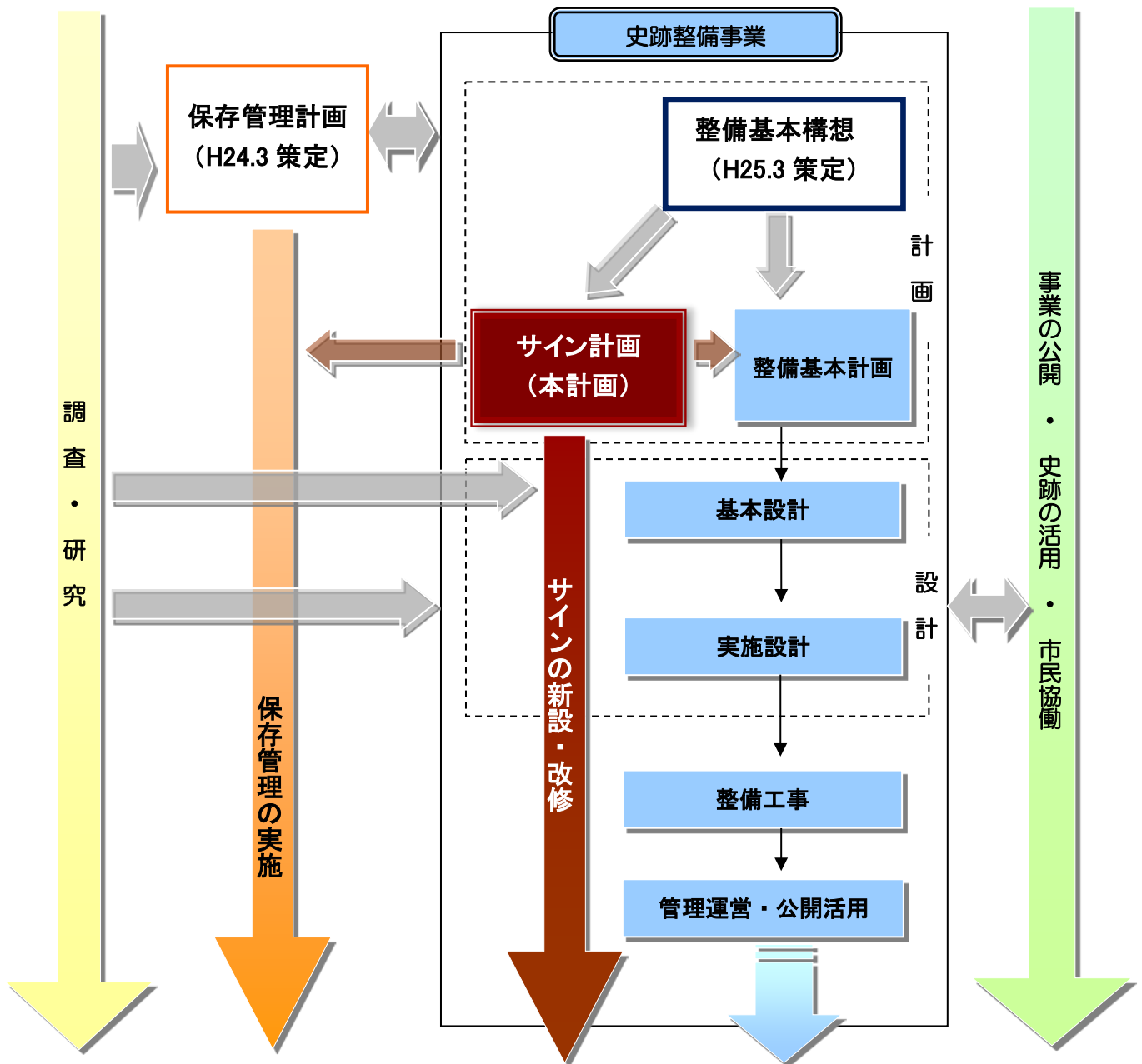
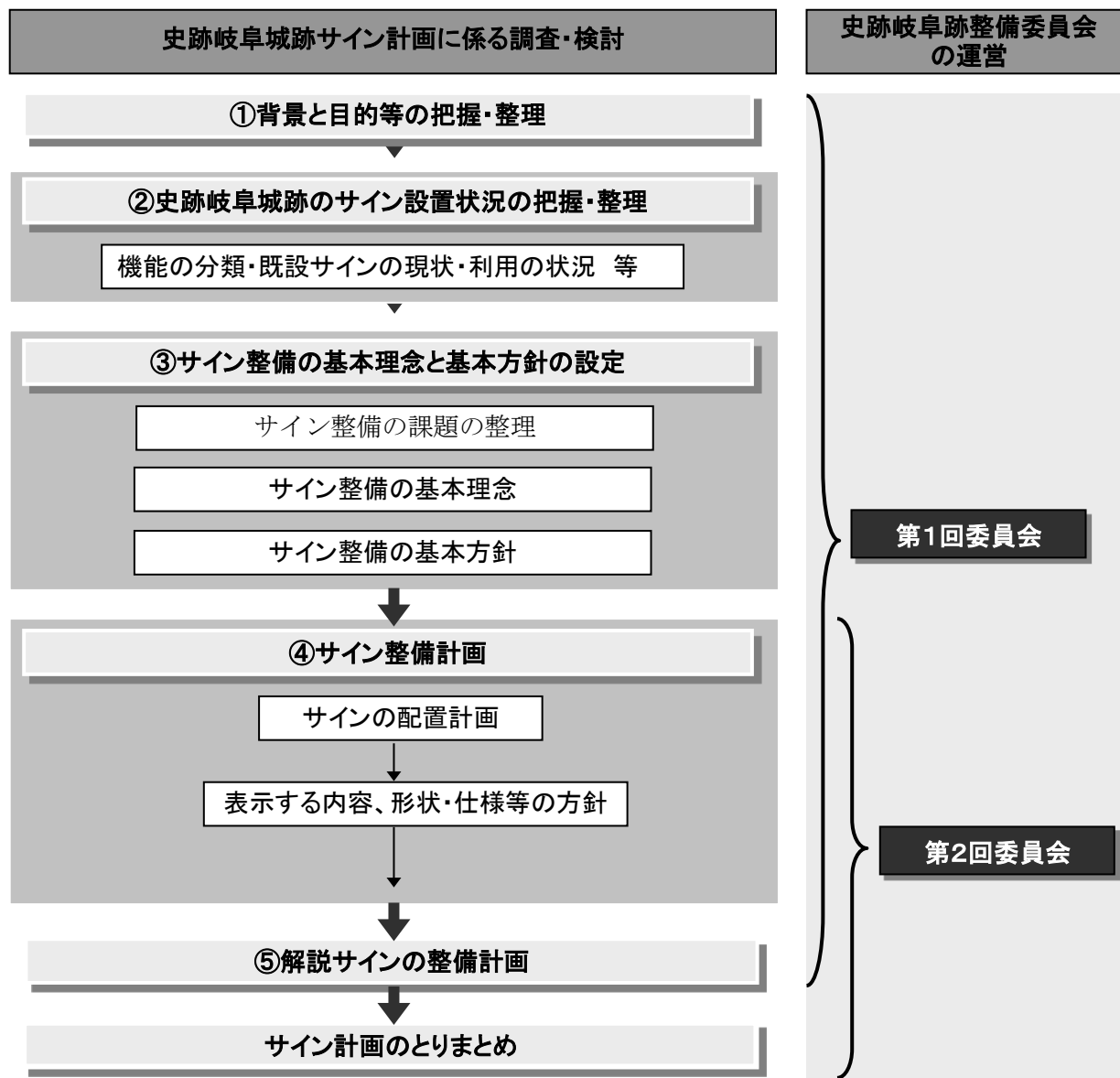


図 1-3 サイン計画の位置付け

2. 計画検討フロー

本サイン計画の検討の流れは以下のとおりである。



第5節 計画の適用範囲と関連計画

1. 計画の適用範囲

(1) 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、史跡岐阜城跡の指定地内全域である。ただし岐阜公園等、史跡範囲外とも一体となった整備を実施するため、岐阜公園再整備計画等や各関連計画との整合を図るものとする。

なお、車道上(金華山ドライブウェイ)の交通標識等は本計画の対象外とする。

(2) 地区区分

「保存管理計画」及び「整備基本構想」では、遺構の状態や利用の状況から、史跡範囲を以下のとおり3地区に区分し、それぞれの実情に合った保存管理及び整備を実施することとしている。本計画もこの地区区分を踏襲する。

表 1-4 地区の範囲

地区	範囲
山麓部	金華山西麓の信長公居館跡及びその周辺
山林部	砦・登城路等の城郭遺構を含む山林
山上部	山頂及び尾根筋の曲輪内の範囲

サインの整備及び保存管理のあり方については、計画の適用範囲で統一的な方針を定める必要がある。また一方で、史跡整備事業におけるサインの詳細な整備方針(整備された遺構に関する解説板の設置等)については、この地区区分毎に別途整備計画・設計を作成し、地区の実情に沿ったサイン整備を実施することが望ましい。

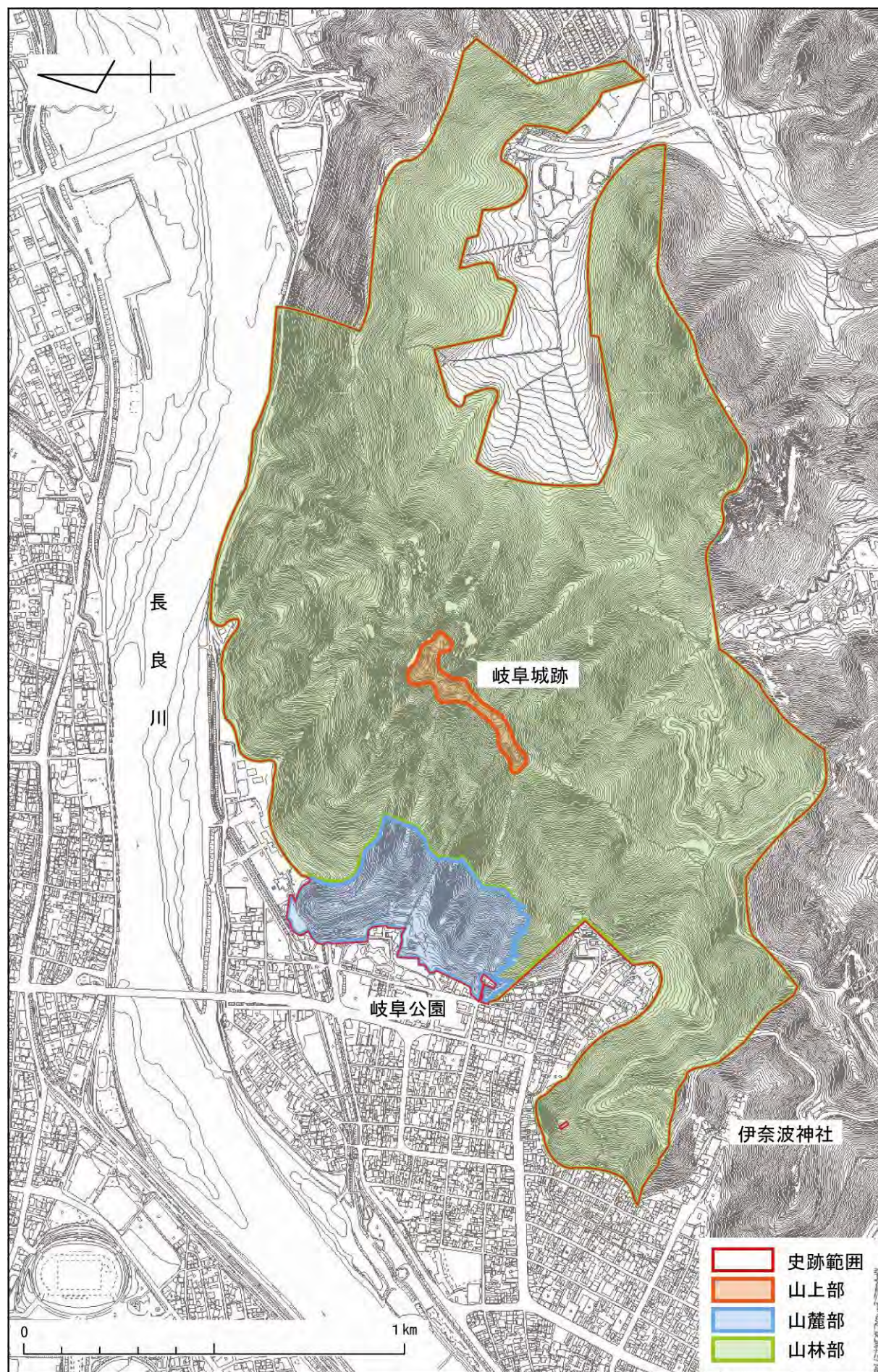


図 1-5 史跡範囲（計画の適用範囲）と地区区分

2. 関連計画

以下に主な関連計画等における本計画地の位置づけを整理した。

本サイン計画は、岐阜市の基本構想である「総合計画 ぎふ躍動プラン・21 総合計画 2008 基本計画」（以下、岐阜市総合計画）の具現化のための計画のひとつとして位置付けられる。岐阜市総合計画、及び同計画に基づいて策定した「史跡岐阜城跡保存管理計画」及び「史跡岐阜城跡整備基本構想」を上位計画とし、他の関連計画とも整合のとれたものとする。

特に岐阜市総合計画においてその推進が謳われている「金華山・長良川まると博物館構想」を推進し、「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」・「岐阜市歴史的風致維持向上計画」・「長良川流域の文化的景観保存計画」などの関連構想や計画とも整合・連携した構想とする。

また、史跡の大部分を占める国有林の保護や管理に関する計画とも整合した構想とする。

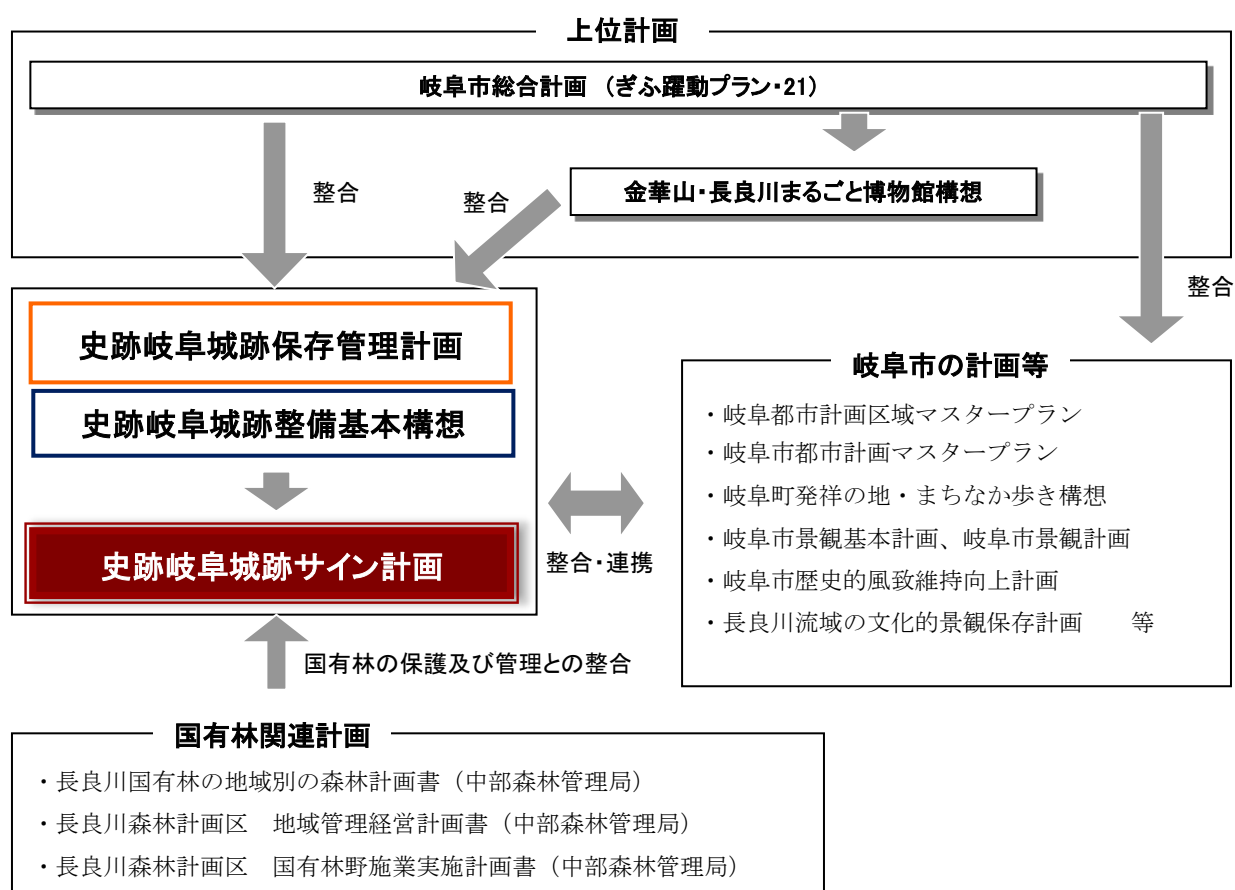


図 1-6 整備基本構想と各種関連計画との関係

以下に主な関連計画等における本計画地の位置づけを整理した。

◇岐阜市総合計画(ぎふ躍動プラン・21)(平成20年)

将来の都市構造において、金華山・長良川周辺地域が本物の自然・歴史・文化遺産や緑・川が堪能できる自然・歴史・景観拠点として位置づけられている。同時に、歴史的・文化的資源を活かした景観の保全と創出、シンボル化やネットワーク化を推進することを目標としている。

また、岐阜城跡を含む市中央部は、市の玄関口として市民や観光客が行き交うにぎわいのまち、「ぎふまち」の歴史文化を誇り、若者が彩りを創るまちをまちづくりの将来像として掲げている。



图 1-7 将来都市構造図

◇金華山・長良川まるごと博物館構想(平成20年)

「滞在型交流拠点」の形成を目指し、史跡を含む金華山、城下町、長良川周辺地域全体をエコ・ミュージアムとして位置づけている。「川を活かしたまちづくりゾーン＜鵜飼＞」、「緑を活かしたまちづくりゾーン＜自然＞」、「歴史を活かしたまちづくりゾーン＜道三・信長の歴史＞」の3つのテーマとゾーニングを設定し、まち歩き等のスローライフが味わえ、歴史・緑・川を堪能できるまちづくりの推進や、統一性のある事業展開を目指している。



図 1-8 金華山・長良川まると博物館構想ゾーニング図

◇史跡岐阜城跡 保存管理計画書(平成 24 年策定)

保存管理計画書は、史跡岐阜城跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準についてまとめられたものである。

岐阜城跡は平成 23 年 2 月 7 日に国史跡に指定されたが、これまでの調査の中で新たな成果もあり、文化財として非常に重要な城跡であるということが明らかになってきた。指定以前は国有林や岐阜公園、観光地としての活用が図られてきたが、史跡指定を機に、より学術的・歴史的な価値を踏まえた保護をすることが必要であり、市民・国民にとっても有益であると考えられた。

保存管理計画策定の目的としては、大きく以下の 2 つを掲げた。

- ① 史跡岐阜城跡が持つ多様な価値を適切に保存管理し、次世代へ継承する。
- ② 史跡の整備活用を推進することで、地域に対する誇りの醸成、観光振興や地域活性化に寄与する。

上記目的を達成するため、岐阜城跡の各種調査を行った上で特質や構成要素、課題等を抽出し、保存管理方針や現状変更等の基準等を示した。また整備活用についても現状や理念、課題等を整理し今後の方向性を示した。また、円滑な保存管理、整備活用を進めていくための運営体制についても基本方針を示した。

◇史跡岐阜城跡 整備基本構想(平成 25 年策定)

整備基本構想は、上記の保存管理計画をうけて策定したもので、史跡岐阜城跡の今後の整備の基本的方針や各地区の大まかな事業計画を定めたものである。

基本構想では、遺構の残存状況や下層遺構保護の観点から、整備の前提となる時代を「信長改修後～廃城時まで」と定めている。これは、永禄 10 年(1567 年)の信長改修時から、慶長 5 年(1600 年)の廃城時までの遺構が現在確認されている最終段階の遺構であり、この時代が岐阜城の城郭としての直接の形を作ったものと考えられるからである。また、信長在城時は岐阜城が最も重要な役割を果たした時期で、ルイス・フロイスや山科言継等の訪問記録が残っている。その様子を岐阜城の姿や空間の再現をすることによって、訪ねる人に、往時の景観・雰囲気や感動・驚き等の追体験の機会を提供するのが理想的である。そのため、整備の主要なテーマとして「信長時代の岐阜城の追体験」を設定している。

基本構想では、整備方針として「調査研究」「保存整備」「活用整備」「公開・活用」「体制整備」の 5 つの項目についてそれぞれ方針を示している。サイン類の整備については、「活用整備」の中で、「解説ツールの整備」として整理し、本サイン計画の原型となる考え方を示している。

サインの整備に当たっては、史跡を理解する上で必要不可欠なものとして、史跡全体や構成要素の解説板を整備することとしている。そのためには、求められるサイン機能を明確にしたうえで、サイン配置のあり方を明らかにして、意匠・形態を統一し、情報の集約・統合を図ることを目指している。また、史跡の利用に関するサインについても配置・意匠・内容等を史跡にふさわしいものにするものとしている。

◇岐阜市都市計画マスタープラン(平成 20 年改訂)

史跡を含む金華山・長良川周辺地域等が、本物の自然・歴史・文化遺産や緑・川が堪能できる「自然・歴史・景観拠点」に位置づけられている。

◇岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想(平成 20 年修正)

史跡を含む岐阜町一帯に、8つのテーマのまちなか歩きルートが設定され、本計画地においても信長公居館跡や歴史博物館等を巡るルート(岐阜公園内苑散策ルート)、岐阜城復興天守へと向かうルート(信長天下布武の道)等が設定されている。岐阜公園総合案内所が、岐阜町一帯のまちなか歩きの基点となるエントランスに位置づけられている。

川原町、寺町、伊奈波界限等、独自の魅力が集積している岐阜公園周辺の他の地域への回遊性・連続性の確保が求められている。

◇岐阜市景観基本計画(平成 19 年)・岐阜市景観計画(平成 24 年変更)

「金華区域」が歴史景観、「金華山・長良川区域」が自然景観を主たる景観要素として、景観計画重要区域に位置づけられており、「良好な景観形成のための行為の制限」が示されている。

◇岐阜市歴史的風致維持向上計画

史跡を含む旧岐阜町区域が、惣構の城下町としての都市構造や町割り、鵜飼と結びついた生活や長良川の水運で栄えた当時の面影を残す街並みが継承されている区域として、岐阜市歴史的風致維持向上計画の重点区域に設定され、地域全体として歴史的な風致の創出が求められている。また、城主居館跡があったとされる岐阜公園は維持向上すべき歴史的風致の構成要素として位置づけられている。

◇長良川流域の文化的景観保存計画

「長良川流域の文化的景観」の構成要素として、長良川と一体となって鵜飼の舞台の借景地としての役割を果たしてきた面が評価され、史跡範囲が「金華山地区」として位置づけられている。史跡の保護、市民の憩いの場、観光拠点としての活用、金華山の植生管理を方針に据え、文化的景観の保存管理、整備活用方針、現状変更の取扱いについて示している。

◇長良川森林計画区 第四次国有林野施業実施計画書(期間:平成 23~27 年度・中部森林管理局)

金華山は中部森林管理局によって、長良川森林計画区における「レクリエーションの森」に選定されている。さらにその中で、シイ・カシ等の照葉樹林の中に、ヒノキ、マツ等の常緑針葉樹が混生し、昆虫、野鳥の宝庫でもあり、自然科学教育に適した地域であることや、森林の役割、森林施業について国民の認識を高めることに適した地域として「自然観察教育林」として位置づけられている。

施業では、ヒノキ・アカマツ天然林は原則として自然の推移に任せ、ヒノキ人工林は、林内に混入している広葉樹を保全し、針広混交林化を推進している。展望台等の周辺については、景観に配慮しつつ、下層木のシイ・カシ類の常緑樹を整理し、見通しの良い落葉樹林を主とした林分への修景施業を行うこととしている。

第2章 史跡岐阜城跡の価値と現状

第1節 史跡指定の状況

1. 指定概要

平成23年2月7日付け文部科学省告示第11号により、「岐阜城跡」が国の史跡に指定された。
指定の概要は次のとおりである。

文部科学省告示第11号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年2月7日

文部科学大臣 高木 義明

名 称	岐阜城跡（ぎふじょうあと）
指定年月日	平成23年2月7日（文部科学省告示第11号）
所在地	岐阜県岐阜市千疊敷下 同 赤ヶ洞 同 丸山 同 槻谷 同 千疊敷
地 域	別図のとおり（※史跡範囲図参照）
指定面積	2,091,602.74 m ²
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部二による。
解説文	二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡 岐阜城跡は、稲葉山城、井ノ口城とも呼ばれ、戦国時代に美濃国を治めた斎藤氏の居城として、次いで織田信長が居城とした城跡である。山上の城郭と山麓の居館を中心に金華山（標高329メートル）全体を天然の要害として機能させている。築城は建仁年間（1201～1204）と伝えられるが、明確に城郭として使われたのは斎藤道三以降で、山麓の井ノ口の地に城下町を経営したとされている。永禄10年（1567）、織田信長がこれを奪取した。信長は岐阜城に9年間在城し、その間、「天下布武」印を使用し、永禄11年（1568）には足利義昭を擁して京都に上るなど、ここを本拠に天下統一を目指した。また、永禄12年（1569）、イエズス会のポルトガル人宣教師ルイス・フロイスが岐阜城に信長を訪ね、その時の様子が書簡の形で残されている。同じ頃、京都の公家山科言継（ときつぐ）も信長を訪ねている。信長が、安土城に移った後も拠点的な城郭として機能するが、関ヶ原の戦いにおいて当時の城主織田秀（ひで）信（のぶ）が西軍に属したことから、東軍の攻撃を受けて落城し、その後、徳川家康によって廃された。近世には尾張藩の「御（お）山（やま）」として管理がなされ、明治時代に宮内省御料局（明治41年、帝室

林野管理局に改称)の管轄となった。その後、山頂部に天守が建造されたり、ロープウェーが敷設されるなど一部改変がなされた。また、山麓部には明治15年(1882)に開園した岐阜公園がある。

山上部については、岐阜市教育委員会等による調査により、尾根線上に戦国時代と考えられる石垣や井戸、人為的な平坦面等が多数残されていることが確認されている。

一方、山麓部については、昭和59年(1984)から現在まで断続的に、岐阜市教育委員会及び財団法人岐阜市教育文化振興事業団による発掘調査が実施され、一部は、織田信長の居館跡として史跡整備がなされている。平成19年度からの発掘調査では、巨石列とともに岩盤等の自然地形も利用して館への導入を図っていることや、大規模な造成を行い、少なくとも4・5段以上の雛壇状の平坦面をつくりだしていること、さらに庭園等も設えていることなど、斎藤道三の段階の状況は不明な点が多いものの、その城をベースに、石造りの城を志向した様子がより明確化されるに至った。焼けた壁土や2時期にわたる火災の痕跡も確認されている。

山上、山麓部ともにフロイスの書簡に登場する。そこには、「城」「堡壘」「石垣」「広場」「宮殿」「庭」「池」等の具体的な記述があり、発掘調査で検出された庭園遺構が、フロイスのいう「庭」のひとつである可能性や、四階からなる「宮殿」は、壇状の平坦面にまたがる構造の建物である可能性など、今後の発掘調査等の成果との対比が注目される。このように、岐阜城跡は、戦国期、天下統一を目指す織田信長が、斎藤氏を破って奪い、9年間居城とした山城跡である。近世城郭の成立を考える上で重要な城跡であることから、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。



別図 史跡岐阜城跡 指定地域参考図

2. 管理団体指定

平成23年6月28日付け文化庁告示第42号により、史跡岐阜城跡を管理すべき地方公共団体に岐阜市が指定された。

3. 史跡の指定範囲

史跡の指定範囲は図2-1.史跡指定範囲図(P.19)のとおりである。

4. 土地所有の状況

現在、史跡岐阜城跡の大部分は国有地の山林が占めている。金華山西麓斜面は財務省所管地となっており、全域岐阜公園敷地として岐阜市が借り受けて管理を行っている。そのほか千畳敷下の一部が岐阜市、丸山の一部が伊奈波神社の所有地となっている。

国有林内の施設は占有者が林野庁の許可を受けて設置している。占有者は平成25年度末の段階で、16団体である。

表 2-1 土地所有内訳表

所有者	面積(㎡)	割合(%)
国	2,081,476.17	99.52
岐阜市	9,512.57	0.45
民間	614.00	0.03
合 計	2,091,602.74	100.00

5. 各種法令による位置づけ

史跡岐阜城跡は文化財保護法、岐阜市都市公園条例、都市計画法、景観法、森林法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、砂防法、道路法等多くの法令により規制・保護されている。

なお、史跡のサイン整備に大きく関わる法令として、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」がある。本計画策定の参考として、当該規則の概要を次頁のとおり整理した。

◇史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和 29 年)

この省令は、文化財保護法第 115 条の 1 項にある、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置について定めた基準である。史跡岐阜城跡のサイン整備を行う場合、まずこの基準に従い、位置や内容等を検討する。

表 2-2 設置基準一覧

条	対象	基準	
1 条	標識	素材	石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
		記載事項	①史跡名称 ②文部科学省の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。) ③指定年月日 ④建設年月日
		その他	・表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、②から④に掲げる事項は裏面又は側面に表示。 ・裏面及び側面を使用する場合には、②に掲げる事項は裏面に、③④に掲げる事項は側面に、それぞれ表示する。
2 条	説明板	記載事項	①史跡名称 ②指定年月日 ③指定理由 ④説明事項 ⑤保存上注意すべき事項 ⑥その他参考となるべき事項 ⑥指定に係る地域を示す図面。但し、地域の定がない場合、特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。
3 条	標柱 及び 注意札	設置箇所	指定地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置する。
4 条	境界標	素材	石造又はコンクリート造。
		規格	13 cm 角の四角柱。地表からの高さは 30 cm 以上。
		表示内容	・上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を彫る。 ・側面には史跡境界及び文部科学省の文字を彫る。
		設置位置	指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

※標識等の形状等については第 5 条において、「設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする」とある。

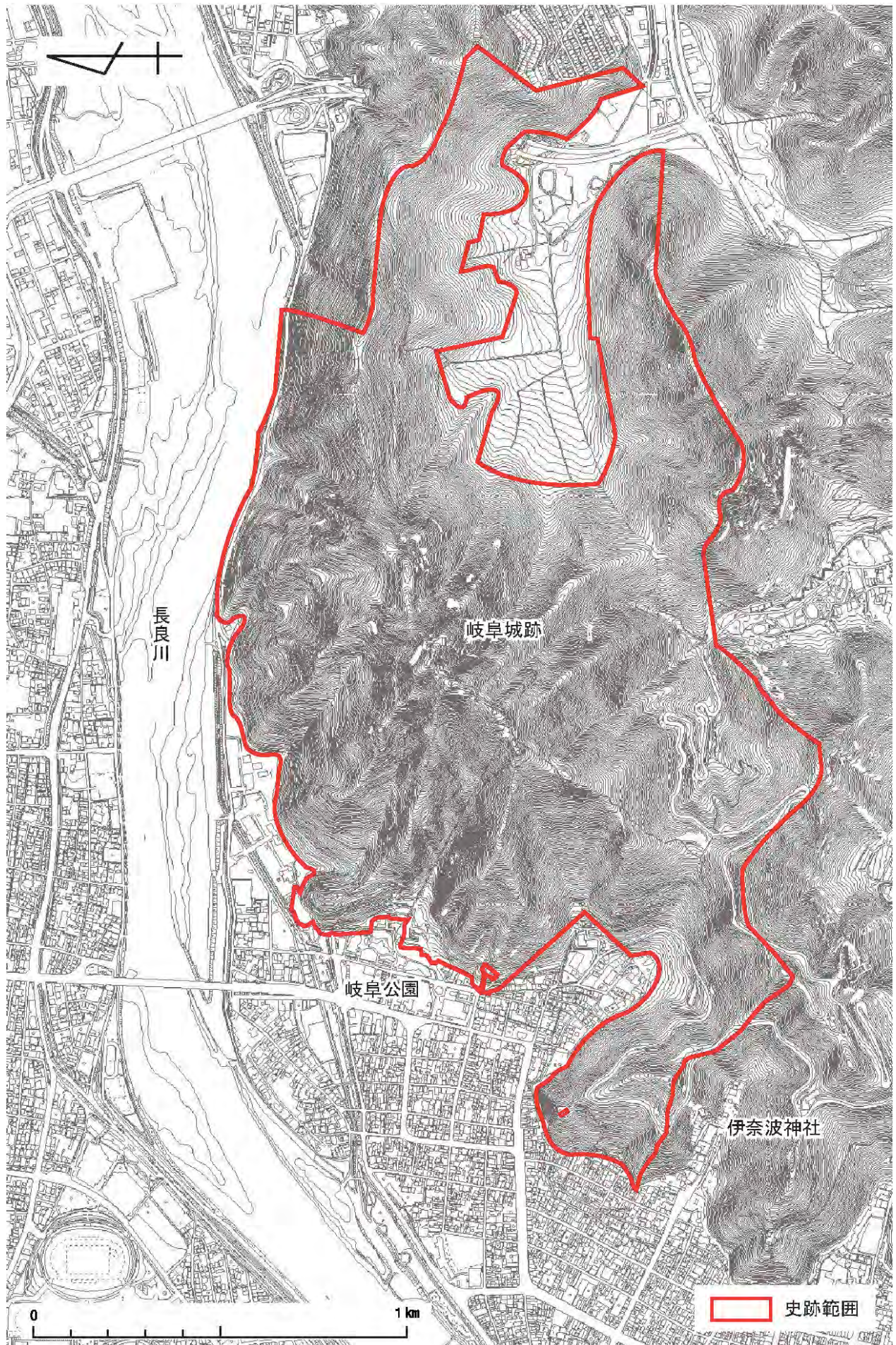


図 2-1 史跡指定範囲図

表 2-3 各種法令による位置づけ（１）

名称	指定、規制に関する法律	対象区域		対象となる行為	指定・規制目的	制定日等（当初）	許可申請（協議）先
		金華山 国有林	国有林 以外				
国史跡岐阜城跡	文化財保護法 第 109、125、 168 条	○	○	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁長官の許可もしくは同意（国機関の場合）が必要。	城跡等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なものの保護。	平成 23 年 (2011) 2 月 7 日	岐阜市 教育委員会 社会教育課
長良川中流域における岐阜の文化的景観	文化財保護法 第 134～141 条	○	○	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁長官に届出が必要。	地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地（文化的景観）のうちで我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものの保護。	平成 26 年 (2014) 3 月 18 日	岐阜市 教育委員会 社会教育課
岐阜城跡、岐阜城周辺砦群、岐阜城下町遺跡、その他（周知の埋蔵文化財包蔵地）	文化財保護法 第 92～99 条	○	○	調査のため土地を発掘する場合（92 条）、土木調査その他埋蔵文化財の発掘調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合（93 条）、国もしくは地方公共団体等が周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合（94 条）には、岐阜県教育委員会に届出若しくは通知（国・地方公共団体主体の場合）が必要。	土地に埋蔵されている文化財の保護。	平成 8 年 (1996) 3 月	岐阜市 教育委員会 社会教育課
岐阜公園	岐阜市 都市公園条例	—	○	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長の許可が必要。 1 都市公園を損傷し、又は汚損すること。 2 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 3 土地の形質を変更すること。 4 鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 5 はり紙又ははり札をすること。 6 立入禁止区域に立ち入ること。 7 その他都市公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する。	昭和 44 年 (1969) 4 月 1 日	岐阜市 都市建設部 公園整備課
	都市計画法 第 53 条	—	○	都市計画決定された施設（道路、公園等）の区域内及び、市街地開発事業（土地区画整理事業等）の施行区域内において建築行為を行う場合には、岐阜市長の許可が必要。	都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	昭和 43 年 (1968) 6 月 15 日	岐阜市 都市建設部 都市計画課
金華山・長良川風致地区 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 市街化調整区域	都市計画法 第 8 条・58 条 岐阜市風致地区条例	○	○ (一部)	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長の許可が必要。 1 建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退） 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり） 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	岐阜市を水と緑に包まれた美しいまちとして印象付けている長良川の良好な河川景観と、金華山、百々ヶ峰等の良好な緑地景観及びそれと連続した住宅地の自然的景観の維持を図る。	昭和 9 年 (1934) 12 月 4 日	岐阜市 都市建設部 都市計画課
景観計画重要区域（金華区域、金華山・長良川区域）	景観法第 8 条 岐阜市景観条例	○	○	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長へ届出が必要。 ・建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為	金華山や長良川の美しい自然景観を背景に、岐阜城、城下町、鵜飼等の歴史文化資源が織りなす歴史的・文化的景観の保全を図る。	平成 21 年 (2009) 10 月	岐阜市 まちづくり 推進部 まちづくり 景観課

表 2-4 各種法令による位置づけ (2)

名称	指定、規制に関する法律	対象区域		対象となる行為	指定・規制目的	制定日等 (当初)	許可申請 (協議)先
		金華山 国有林	国有林 以外				
屋外広告物の禁止地域 一部が広告物規制地区(金華山・長良川地区)	屋外広告物法 岐阜市屋外広告物条例第9、12、15条	○	○	禁止地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 史跡範囲内の一部は、地域の特性に応じた良好な景観の維持及び向上を図るため、特別の制限を設ける必要があると認める広告物規制地区(金華山・長良川地区)に指定。 次に掲げる広告物等については適用しない(第15条抜粋)。 1 法令又は条例の規定により表示し、又は設置する広告物等。 2 国等が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等。	この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、屋外広告物法に基づき、屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれら維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。	平成7年 (1995) 12月25日	岐阜市 まちづくり 推進部 まちづくり 景観課
保安林 (土砂流出防備林、保健林)	森林法第25条	○ (一部 小林班 を除く)	—	次に掲げる行為を行う場合には、農林事務所長の許可が必要。 1 立木・立竹の伐採 2 立木の損傷 3 家畜を放牧 4 下草、落葉若しくは落枝を採取 5 土石若しくは樹根の採掘 6 開墾その他の土地の形質を変更する行為	以下に掲げる目的を達成するために保安林として指定し保護を図る。 二 土砂の流出の防備 十 公衆の保健	昭和56年 (1981) 2月12日	岐阜県 岐阜農林事務 所
県指定金華山特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項	○	—	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜県知事の許可が必要。 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 水面を埋め立て、又は干拓すること。 3 木竹を伐採すること。	当該区域は、東海地方でも特に自然に恵まれた区域でスタジイ、ツブラジイといった照葉樹の極相林及びヒノキの天然林が発達しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっている。このため、特別保護地区に指定して、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	昭和43年 (1968) 7月1日	岐阜県 岐阜振興局 環境課
砂防指定地	砂防法第2条 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料の徴収に関する条例	○ (北側 斜面の 一部)	—	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜県知事の許可が必要。 1 砂防設備を使用すること。 2 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 3 竹木を伐採し、又は滑下若しくは地引きにより運搬すること。 4 土石、砂れき、竹木、じんあいのその他の物件をたい積し、又は投棄すること。 5 土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状を変更すること。 6 土石若しくは砂れきを採取し、又は鉱物を採掘すること。	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のための一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を指定する。	明治43年 (1910) 4月7日	岐阜県 岐阜土木事務 所施設管理課
伐採及び伐採後の造林届出書	森林法第10条	—	○	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長への届出が必要。 森林(保安林を除く)の立木を伐採しようとするとき	適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握しようとするため。	—	岐阜市 農林部 農林園芸課
道路占用許可申請	道路法第32条	—	○	市道において、工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	道路網の整備を図り、交通の発達と公共の福祉の増進に寄与するため。	昭和27年 (1947) 6月10日	岐阜市 基盤整備部 土木管理課
その他の届出等							
国有林野入林許可申請書(入林届)		○	—	国有林に入林しようとするときには、岐阜森林管理署長の許可が必要(公共団体の場合は入林届。)	—	—	岐阜森林管理署 岐阜森林事務所
用途指定財産の現状変更		—	○	財務省所管地の現状を変更しようとするときには、岐阜財務事務所長の許可が必要。	—	—	岐阜 財務事務所

第2節 史跡を構成する価値

1. 城郭としての価値

岐阜城は織田信長が天下統一の拠点とした城として特に知られている。山頂の城郭部分と山麓の居館部分を中心とした山城で、その間を結ぶ登城路や山中の要所に配された砦、そして何より金華山そのものが天然の要害として機能していた。

信長が岐阜城の後に築城した安土城は近世城郭の出発点ともいわれているが、中世から近世への転換期にあたる岐阜城には石垣のほか巨石列を用いるなど、その構築技術に近世の先駆けともいえるさまざまな要素が窺える。中でも巨石列は、信長が岐阜城を修築するに当たって石造りの城を志向していたことを端的に示すもので、見る者を威圧し権力を誇示する役割を果たしたと考えられるが、巨石列だけでなく周囲の岩盤など自然地形を巧みに利用して、山麓全体が「見せる」意識で造られていたと評価できるようになってきた。

その一方で、山麓部の庭園からは伝統や権威を継承しようとした一面がうかがえる。庭園遺構は複数確認されているが、確認された園池遺構は、円形状石組み及び池の構造・立地などから東山殿や西芳寺との類似性が指摘されており、日本庭園史の中で大変貴重な資料になると考えられる。

山上部・山林部の分布調査では、金華山及び周辺の山の尾根線上に多数の遺構が存在することが明らかになりつつあり、その多くが絵図に描かれた砦と対応する。また絵図や文献の検討の結果、江戸時代に尾張藩が管轄した範囲が戦国時代の直接の城域である可能性が高く、その大半が現在の金華山国有林として受け継がれていることが判明した。城下町を取り囲む惣構の土塁はこの直接の城域に対応しており、城と町が一体として成立・機能していたことを示唆している。調査成果から岐阜城の城域を最大限に捉えると金華山に瑞龍寺山、上加納山を含んだ周辺の山塊全体、史跡西側の岐阜城下町とそれを取り囲む惣構、東側の達目洞を含んだ範囲となる。

さらに岐阜城跡にはルイス・フロイスや山科言継等が城を訪問した際の記録が残されており、文献史料から城館の構造の一端を垣間見ることができ、重要な要素となっている。

2. 史跡岐阜城跡を構成する価値

斎藤道三による築城以前の金華山は景勝地や信仰の山として知られており、この地に城が築かれる素地となったとみられる。つまり、豊かな自然をベースに形成された古来よりの景勝地や信仰対象等特別な山であったからこそ、戦国時代に至って城郭に利用されたと考えられる。また廃城後も尾張藩主の御成や鹿狩等の場として、さらに近代以降には岐阜公園と一体でレクリエーションを楽しむ憩いの山となるなど、城跡である金華山はさまざまな利用がされてきた。このように金華山の歴史的変遷にはさまざまな背景があり、城郭以外にも様々な観点の価値がある。これらを前節の調査成果を踏まえてまとめると「自然の価値」・「景観の価値」・「信仰の価値」・「公園の価値」に集約できる。史跡岐阜城跡の特性は、城郭をはじめとした5つの価値が重層している点にあるといえる。

その形成過程を模式的にあらわしたのが、図 2-2 史跡岐阜城跡の価値の重層性(P22)である。またそれぞれの価値についてのまとめを次頁に示す。

<城郭としての価値>

- 織田信長が天下統一の拠点とした中世から近世への転換期にあたる城。
- 文献の記述と遺跡との対比が可能。
- 城郭内の庭園空間のあり方を示す、貴重な山麓の庭園遺構群。

<史跡岐阜城跡を構成する価値>

自然の価値

- 森林資源の山。木材や燃料を得るため、人が関わり利用してきた山。
- チャート石材産出地。
- 都市の中の極相林、ツブラジイの山（明治以降）。

信仰の価値

- 山自体が信仰の対象。
- 原始から中世にかけての墓域。
- 伊奈波神社旧社地。斎藤道三による移転の伝承。
- 移転後も信仰の対象であり続けた。

景観の価値

- 中世以降、現在に至るまで景勝地として認知された山。
- 各時代を通じて仰ぎ見られた山。ランドマーク。
- 四方を見渡せる金華山上からの眺望。

公園の価値

- 中世の城主居館跡を核として成立した近代公園。
- 大正期の公園設計に著名な造園家に関わる。
- 様々な機能を付加・削除しながら維持されてきた公園。

時期区分	史跡岐阜城跡の価値					土地利用
	自然	信仰	景観	城郭	公園	
	森動地 林物形 ・・ 資植地 源物質	信 仰 の 山	景 勝 地 の 山	岐 稲 葉 山 阜 山 城 城	憩 い の 山	
古墳時代		墓域				・ 瑞龍寺山頂遺跡 ・ 千畳敷古墳 ・ 上加納山古墳群等
奈良・ 平安時代						・ 岐阜城千畳敷遺跡
鎌倉・ 室町時代	アカマツ林	神社域	和歌			・ 伊奈波神社に関する宗教施設 ・ 日野不動洞遺跡 ・ 歌に詠まれる山
戦国時代	狩り 石材			城郭		・ 稲葉山城、岐阜城
江戸時代			絵画 鵜飼の借景	城跡		・ 尾張藩の御山(立入禁止) ・ 絵画に描かれる山 ・ 鵜飼の借景
明治・ 大正時代					散策・ハイ キング等 一体化 岐阜公園と	・ 散策・眺望を楽しむ山 ・ 公園と一体の山 ・ 鵜飼の篝火松供給
昭和・ 平成時代	カシイ 林・					・ 都市における極相林 ・ ツブラジイの山

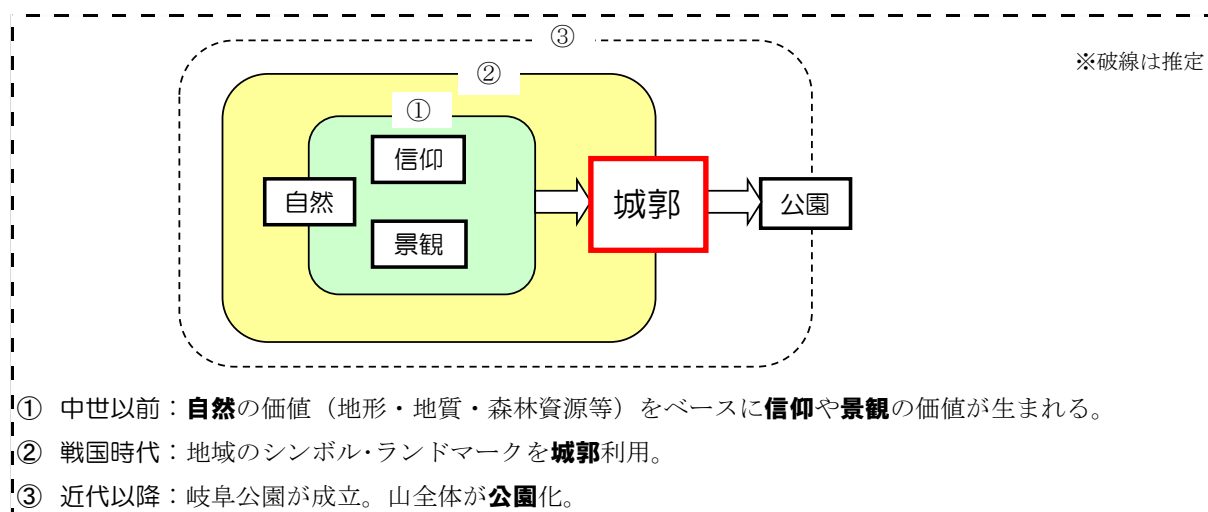


図 2-2 史跡岐阜城跡の価値の重層性

第3節 史跡の現状

「史跡岐阜城跡 保存管理計画書」では、史跡を構成する要素を以下のとおりに分類している。本節では、各要素の状況に概要を整理する。

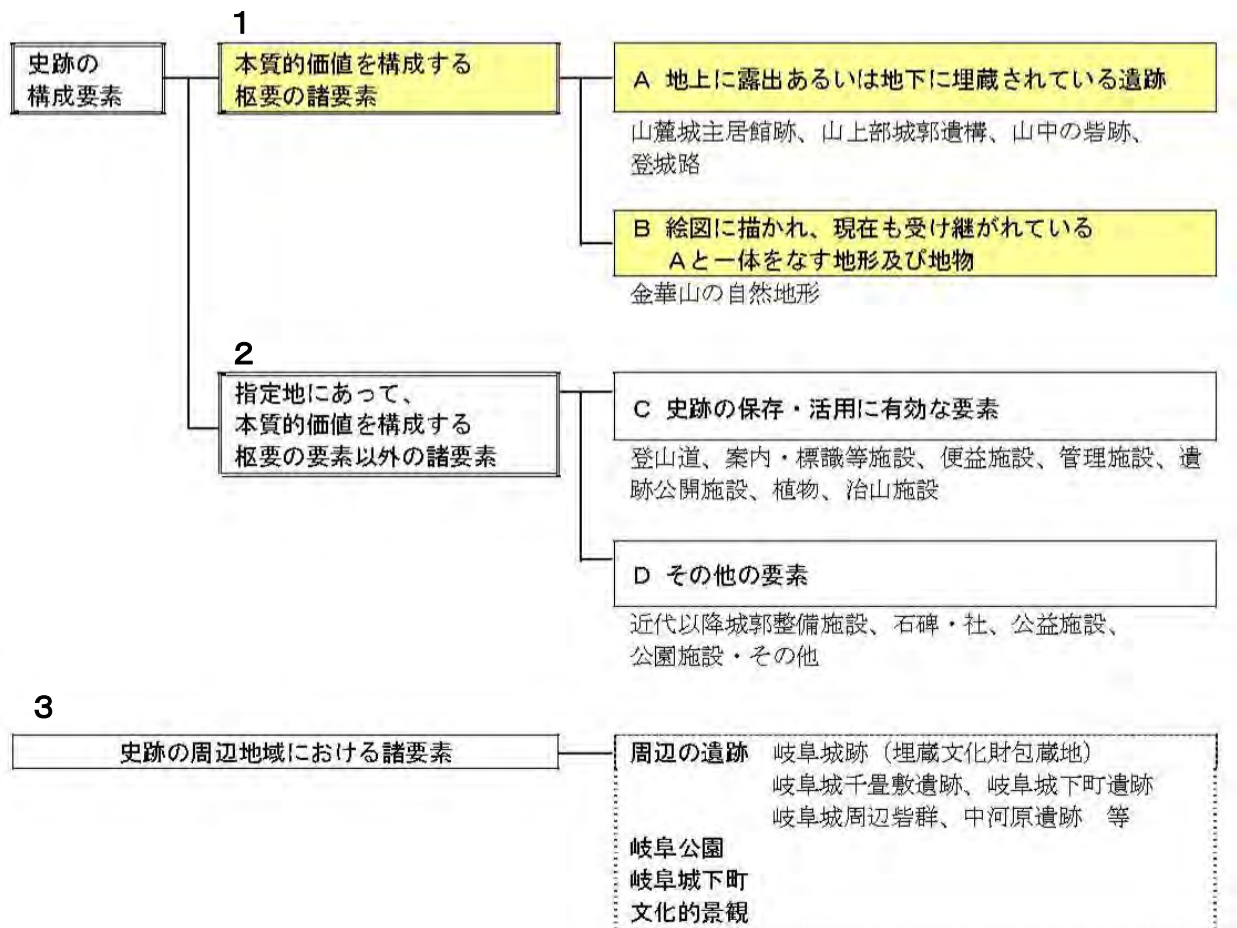


図 2-3 岐阜城跡における史跡の構成要素

1. 本質的価値を構成する枢要の諸要素の状況

(1) 山上部の城郭遺構

- ・ 山上部の平坦地は明治時代以降の改変や斜面の崩落が見られるが、その形状をおおむね留めており、絵図との対比が可能である。基本的に岩盤を成形して作り出している。
- ・ 石垣、巨石列、井戸、堀切等の城郭遺構が所々に残る。特に天守の周辺や、そこに繋がる南西側の通路には高さ約3～6mの石垣が残存しており、山上部の見どころの一つと言える。その他、二ノ門付近や、松田尾等にも石垣が露出している。いずれも樹木や経年劣化による孕み出し、崩落等が見られる。
- ・ 本格的な調査を実施していないため、詳細な遺構の分布・残存状況は十分に把握されていない。平坦地等に城の特質を表す遺構が埋蔵されている可能性もある。
- ・ 平坦地の多くには近現代に設置された工作物が存在する。
- ・ 樹木が多く、石垣等の遺構への保存上の影響があり、周辺や地区内の視認性は良くない。



写真 2-1 岐阜城天守脇の石垣

積み直された部分もあるが、戦国時代の石垣と推定できる。



写真 2-2 一ノ門跡巨石列

倒れた状態で残存している。



写真 2-3 天守台南西通路南側の石垣

樹木によって、孕み出しや崩落などの影響が認められる。見通しも悪い。



写真 2-4 天守台南西通路下の井戸跡

コンクリートの井戸枠が設置されており、遺構の状況を確認できない。



写真 2-5 上台所下場の井戸跡（北側）

手摺・ネット等による安全対策がされている。



写真 2-6 堀切

近世絵図で「切通」となっている場所。鉄骨製の橋が架けられている。

（2）山麓部の居館跡

山麓部は、近年に実施された発掘調査により、城主居館に関する遺構（石垣、巨石列、庭園等）が残存することが確認されている。信長入城以降の居館の構造として、全体的に「見せる」ことが意識されており、地下の遺構だけでなく、谷川や周囲の自然地形を含んだ全体の景観やこの場所からの眺望が重要な要素となっている。下層には斎藤段階と考えられる遺構を部分的に確認しているが、当該期の居館構造は把握できていない。

巨石列

- ・ 幅1～3m の大型の板状の石を並べた構造物で、山麓の居館跡に多用されている。信長入城後に構築したとみられ、信長段階の岐阜城を特徴付ける遺構として評価されている。被熱してもろくなっている箇所がある。

石垣

- ・ 各平坦地を区画する護岸として居館全体に使用されている。石材はチャートで、裏込石にはチャートと円礫を使い分けている。埋没していたり、破城のため上部が崩落しているものが大半で、全体が残存している箇所は少ない。巨石列と同じく、被熱してもろくなっている箇所がある。

庭園関係遺構

- ・ 石敷き（州浜を含む）や石列、水路、水溜め、景石の痕跡、石組みなどからなる庭園関係の遺構を、計5ヶ所で確認している。居館跡の中央を流れる谷川の水路も鑑賞の対象あった可能性がある。また、谷川の北側に位置するA地区は、全体が大規模な庭園區画である。高さ35mの岩盤とそこから流れ落ちる2本の滝、その流れを受け、中央の大きな池へ流す岬状の石敷き遺構や景石などを確認し、往時の庭園の構造が明らかになった。庭園に至る石段や中心建物へ架かる橋と思われる遺構等も検出し、居館全体の動線も明らかになりつつある。

礎石跡

- ・ 建物や門の礎石跡が多数検出されている。原位置から動いたと思われるものもあるが、建物等の構造物の存在を証明する重要な要素である。特にB地区では、並びや構造からある程度の建物の様子を推定できる。



写真 2-7 居館入口の巨石列



写真 2-8 石垣 (B地区)



写真 2-9 庭園遺構 (A地区)



写真 2-10 庭園遺構と背後の巨石列 (C地区)

(3) 山林部の砦跡

- ・ 過去に実施した分布調査により、砦跡と考えられる遺構(石垣や平坦地等)の存在が確認されている。その多くが「稲葉城趾之図」に描かれている砦跡と対応する。詳細な調査を実施していないため、遺構の分布・残存状況は十分に把握されていない。
- ・ 石垣等は大半が崩落して形状を留めておらず、残存状況は悪い。
- ・ 解説板等が不足しており、砦跡等の遺構が存在することについての情報を、来訪者が現地において得ることが難しい。



写真 2-11 水手道の石垣遺構



写真 2-12 七曲峠北東部砦跡

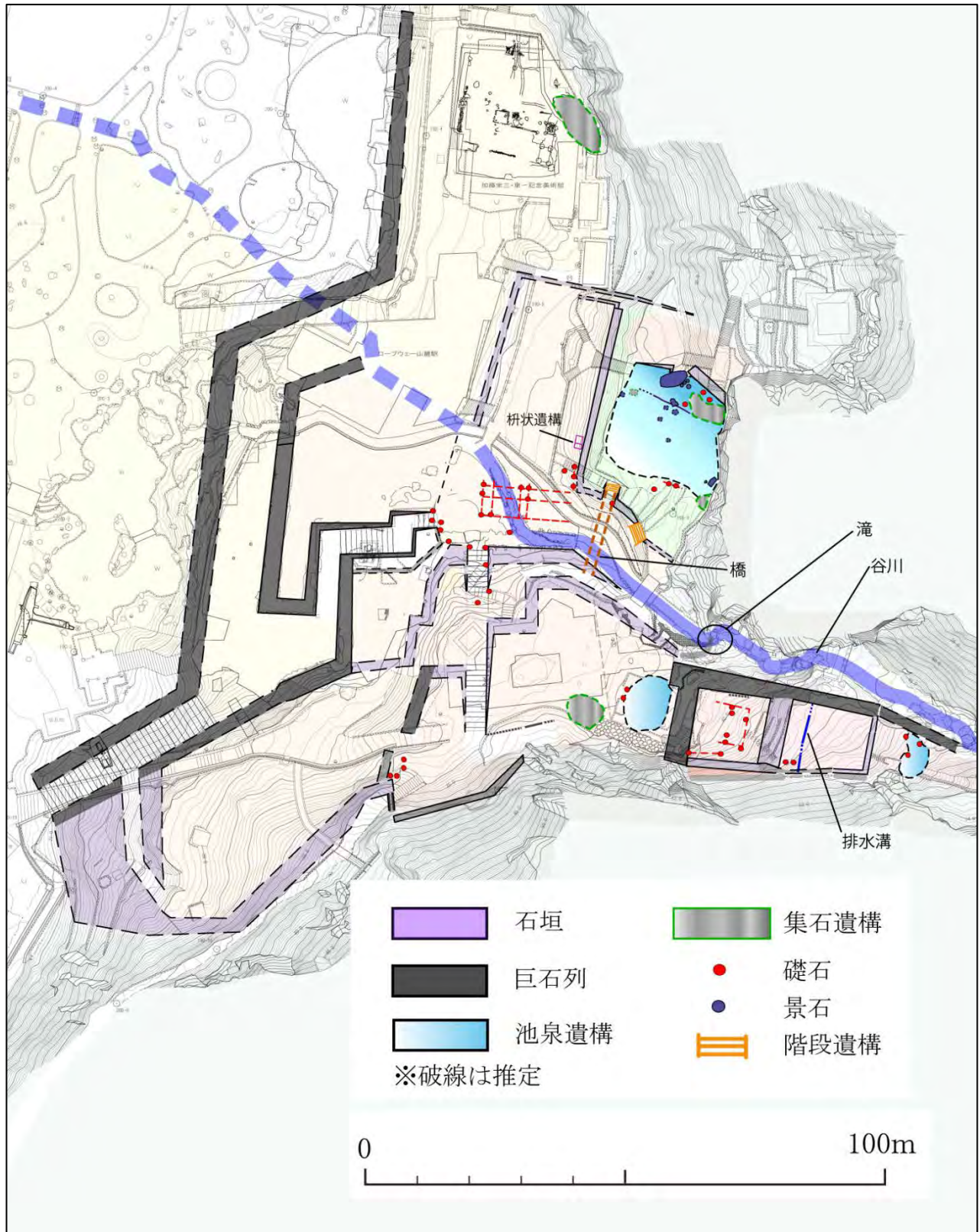


図 2-4 山麓部の地形復元及び遺構配置図（平成 25 年度までの調査成果をもとに作成）

(4) 登城路

- ・ 往時の絵図「稲葉城趾之図」に描かれている5本の登城路が、現在も登山道として残る(ただし、付け替え等で改変されている箇所もあり、確実な登城路は確認できていない)。
 - 七曲登山道 - 百曲登山道 - 水手道(めい想の小径)
 - 鼻高ハイキングコース - 達目ハイキングコース
- ・ 登山道の要所には、往時の砦跡と想定される遺構が残り、周辺地域への眺望が得られる地点もある。



写真 2-13 七曲登山道



写真 2-14 達目ハイキングコース

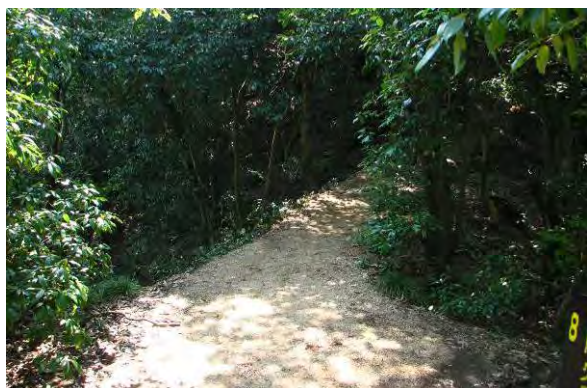


写真 2-15 水手道 (めい想の小径)



写真 2-16 水手道の途中からの眺望

(5) 金華山の自然地形

- ・ 往時の絵図に描かれた天然の要害をなす自然地形が残る。
- ・ 山麓部では、立地環境の特徴を示す岩盤が居館跡の平坦面を取り巻くように存在し、庭園の借景として機能していたと考えられる。



写真 2-17 天然の要害をなす自然地形 (タテカベ)



写真 2-18 山麓部の岩盤 (A・C地区)

2. 本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の要素の状況

(1) 登山道

- ・「1-(4) 登城路」にあった登城路とは別に、明治時代以降につくられた、5本の登山道が存在する。
- ・このうち、馬の背登山道については、道沿いには遺構が多く分布していることから、登城路もしくは砦間の主要な動線であった可能性がある。

(2) 便益施設

- ・山上部に、四阿(1箇所)、水のみ場(3箇所)、便所(3箇所)が存在する。これらの中には老朽化したものがある。
- ・山麓部と山上部とを繋ぐ移動手段となるロープウェー施設がある(山上部は史跡指定範囲、山麓部は史跡指定範囲外)。岐阜観光索道株式会社により運営されている。



写真 2-19 老朽化した四阿(山上部)



写真 2-20 老朽化した便所(山上部)



写真 2-21 ロープウェー駅舎(山上部)

(3) 管理施設

- ・ 史跡内には、手摺・柵、照明設備、水道ポンプ小屋・タンク、倉庫、電柱等が存在する。
- ・ 山上部には橋梁が2箇所存在し、いずれも鉄骨製で、昭和 63 年に造られた。山麓部には、橋梁が2箇所存在する。A 地区からC地区にかかる橋は石製で、明治期の初期の公園整備によって造られたとみられ、後に改修をうけている。槻谷奥にかかる橋は堰堤を見学するために昭和 34 年ごろに造られたものである。
- ・ 山麓部の板垣退助像横からC地区に至る階段は、現在コンクリートで整備されている。明治 22 年の地図に描かれていることから、初期の公園整備によって造られたとみられる。



写真 2-22 手摺(山上部)



写真 2-23 橋梁(山上部)

(4) 遺跡公開施設（遺構表現のための施設）

- ・ 山麓部には、1次調査後に文化財公開のために整備された施設（遺構表現）がある（礎石のレプリカ、掘立柱建物や土塁等の平面表示、盛土された通路等）。

(5) 植物

- ・ 金華山全体は、国有林として管理されているツブラジイ・アラカシを主体とした照葉樹で覆われている。
- ・ 北側斜面には立ち枯れたヒノキが多く見られる。



写真 2-24 遺跡公開施設(山麓部)

(6) 治山施設

- ・ 史跡指定地内には、7箇所の治山施設が存在する。
- ・ 七曲登山道には1箇所に防火水槽が設置されている。また、全山の登山道沿い、45 箇所には可動式の防火用バケツが設置されている。



写真 2-25 治山施設(山麓部 堰堤)



写真 2-26 登山道沿いの防火用バケツ

(7) 近代以降城郭整備施設

- ・ 山上部には復興天守が建っている。初代は明治43年(1910)に、二代目は昭和31年(1956)に、地域のシンボルとして造られた。最上階からは周辺地域一帯を眺望できる。建物の中では、岐阜城や戦国時代に関する遺物や工芸品等が展示されている。
- ・ 復興天守の近接地には、昭和50年(1975)建設の岐阜城資料館が立地する。建物の中では、岐阜城や戦国時代に関する遺物や工芸品等が展示されている。
- ・ 山上部に2箇所、及び山麓部に1箇所ずつ冠木門が存在する。いずれも歴史性に関する調査・検証は行われておらず、観光目的で設置された。
- ・ 山上部の路沿いに、コンクリート製の塀が設置されている。目隠し及び転落防止の役割として設置されており、白壁の土塀をイメージしたデザインとなっている。



写真 2-27 岐阜城（復興）天守



写真 2-28 岐阜城資料館



写真 2-29 冠木門（山上部・一ノ門西）



写真 2-30 冠木門（山上部・二ノ門）



写真 2-31 コンクリート塀（山上部・下台所）



写真 2-32 冠木門（山麓部・居館跡入口）

(8) 石碑・社

- ・ 山上部に金華山御嶽神社、閻魔坐像収蔵庫(閻魔堂)、題目塚等、近代以降の宗教関連施設が存在する。
- ・ 山上部、山麓部を中心に様々な種類の歌碑・記念碑等が存在する。また、山麓部には、大正6年(1917)建立の、国の登録有形文化財「岐阜公園三重塔」が存在する。



写真 2-33 唄碑 (山麓部)



写真 2-34 金華山御嶽神社 (山上部)



写真 2-35 岐阜公園三重塔 (山麓部)

(9) 公益施設

- ・ 七曲登山道入口付近～瑞龍寺山頂～岩戸公園を繋ぐ金華山ドライブウエーが存在する。
- ・ 山上部に、防災、治安維持、放送等、様々な目的で複数の無線中継所が設置されている。



写真 2-36 無線中継所 (山上部)

(10) 公園施設・その他

- ・ 山上部には、展望レストランがあり、山上部で唯一飲食を提供できる施設となっている。
- ・ 山上部のロープウエー施設近接地に、タイワンリスの調教と公開をしているリス村が存在する。



写真 2-37 展望レストラン (山上部)



写真 2-38 リス村 (山上部)

3. 史跡の周辺地域における諸要素の状況

(1) 歴史的・文化的遺産

1) 周辺の遺跡

- 山麓部の西側隣接地は、城主館跡があった場所として知られている「岐阜城千畳敷遺跡」であり、順次試掘調査を実施している。また史跡周辺の城域と思われる範囲は「岐阜城周辺砦群」として埋蔵文化財包蔵地となっている。これまでに遺構の分布調査が実施されているが、部分的なものにとどまっている。

2) 岐阜公園

- 岐阜市最初の公園であり、市民の憩いの場となっている。史跡の公園の価値と密接に関連しており、近代都市公園・歴史公園として、価値が高い。
- 現在、岐阜市により、再整備が検討されている。



写真 2-39 岐阜公園

3) 岐阜城下町

- 稲葉山城、岐阜城の城下町として発展し、関連が深い遺跡である。全体が埋蔵文化財包蔵地であり、近年の調査で武家屋敷に関する遺構が検出されている。また、惣構跡や街区、道などの遺構が残り、指定文化財及び登録有形文化財を含む建造物が点在する。



写真 2-40 岐阜城下町（下茶屋町）

4) 文化的景観

- 中世以降、現代に至る長い歴史の中で、人々が長良川と金華山を利用し、生活と生業の中で形成してきた景観であり、史跡岐阜城跡もその景観を構成する要素の一つである。

5) その他

- 社寺等を中心に地域の人々に支えられてきた祭りや行事、岐阜提灯や岐阜団扇などの伝統的工芸や伝統的産業等、史跡周辺には、無形の要素を含む文化遺産が存在する。



写真 2-41 岐阜城下町（惣構跡）

(2) 施設

1) 岐阜市歴史博物館

- ・主として岐阜市の歴史と伝統工芸を紹介している、市立博物館。
- ・織田信長の時代や岐阜の町をテーマとした展示を行っている。



写真 2-42 岐阜市歴史博物館

2) 岐阜公園総合案内所

- ・岐阜公園及び周辺の観光、まち歩きの拠点となる施設で、観光情報の紹介や飲食・物販サービスを行っている。



写真 2-43 岐阜公園総合案内所

3) 信長居館発掘調査案内所

- ・発掘現場事務所を兼ねた施設で、居館跡の発掘調査に関する情報提供を行っている。

4) 駐車場

- ・岐阜城跡周辺には、一般利用者が利用できる公営の駐車場が4箇所ある。
 - － 岐阜公園大宮町駐車場：普通車 13 台、大型車 5 台（大型車のみ 12 台）
 - － 岐阜公園堤外駐車場：普通車 159 台
 - － 岐阜公園堤外駐車場(第2):普通車 36 台
 - － 岩戸公園：普通車 86 台



写真 2-44 信長居館発掘調査案内所

5) 長良川うかいミュージアム

- ・長良川鵜飼の特性と魅力を分かりやすく紹介・情報発信することを目的とした施設。
- ・鵜飼に特化した展示を行っており、2階からは金華山と長良川の景観を楽しむことができる。



写真 2-45 長良川うかいミュージアム

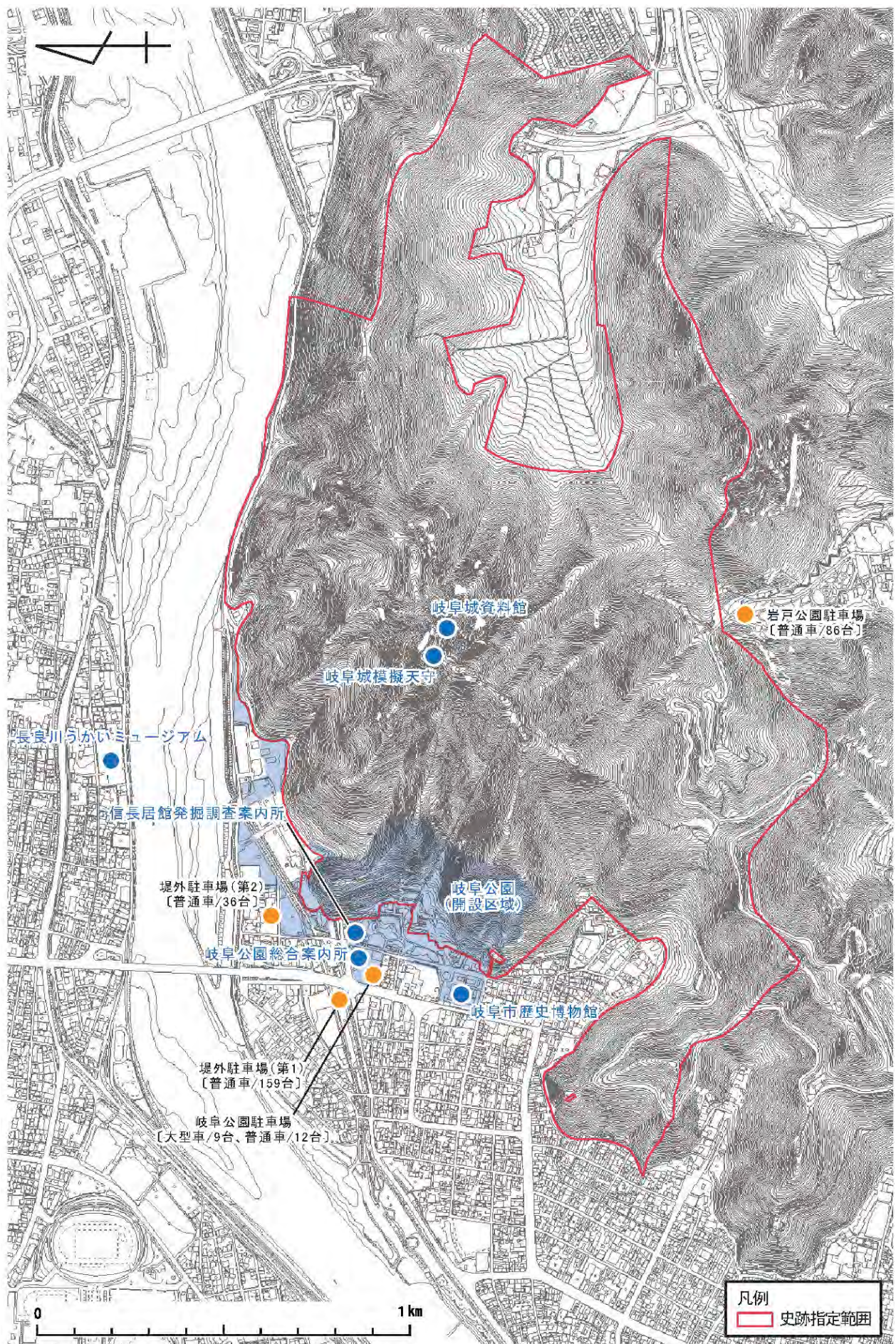


図 2-5 史跡の周辺地域における施設等の位置

4. 史跡の利用の状況

(1) 主な施設の利用状況

1) 岐阜城天守・岐阜城資料館

- ・ 岐阜城天守は年間約 20 万人が、岐阜城資料館には年間約 10 万人(チケットは岐阜城天守との共通券)が来館している。

表 2-5 岐阜城天守及び資料館の入場者数の推移(天守は過去 10 年間、資料館は過去 4 年間) (単位:人)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
天守	178,814	175,785	195,304	207,187	196,363	195,445	210,939	198,229	218,716	217,277
資料館	※記録なし						115,969	109,646	116,691	110,297

2) ロープウェー

- ・ 片道換算で、年間約 50 万人が利用している。

3) 登山道

- ・ ハイキング目的での利用者や日課として登っている人が多く見受けられる。
- ・ 特に岐阜公園側からの登山道(七曲登山道、百曲登山道、水手道、馬の背登山道)や岩戸公園からの登山道の利用者が多い。



写真 2-46 金華山ロープウェー

(2) 催事等

1) 発掘調査現場の公開

- ・ 近年実施された山麓部における信長公居館跡の発掘調査では、発掘調査現場そのものを市民に公開している。また、定期的に現地説明会等を開催し、発掘調査の最新状況を市民に公開している。

2) 普及啓発事業

- ・ 史跡岐阜城跡に関する普及啓発事業(信長学フォーラム、信長塾)を、岐阜市教育委員会社会教育課が主催で実施している。
- ・ 信長学フォーラムは、平成 20 年度より毎年開催しているイベントで、毎回特定テーマによる基調講演、シンポジウムや、発掘調査見学会等を実施している。
- ・ 信長塾は、平成 21 年より毎年開催している市民向け講座で、織田信長や戦国時代に関連した研究者、自治体関係者等を講師に招き、例年全5回開催している。



写真 2-47 発掘調査の現地説明会



写真 2-48 信長学フォーラム

3) 岐阜城パノラマ夜景

- ・ 期間限定で、岐阜城天守の夜間営業を実施している。
- ・ 平成 25 年度は以下の期間に実施した
 - － 4 月 27 日(土)～5 月 6 日(月)の毎日
 - － 7 月 3 日(土)～8 月 31 日(土)の毎日
 - － 9 月 1 日(日)～10 月 14 日(月・祝)の土・日・祝日



写真 2-49 パノラマ夜景

4) 「信長夢街道スタンプラリー2013」

- ・ 信長公居城連携協議会(岐阜市、近江八幡市、小牧市、清須市で構成)の主催による事業。
- ・ 平成 25 年度は、清洲城、小牧城(小牧市歴史館)、岐阜城、安土城(安土城郭資料館、名古屋城)の5つの城を巡るスタンプラリーを実施した。

5) ぎふ信長まつり

- ・ 毎年 10 月の第一土曜日と翌日の日曜日に開催されている。
- ・ 岐阜のまちづくりに貢献した織田信長をたたえる祭りで、織田家菩提所である崇福寺での追悼式や、メインストリートでの武者行列、音楽隊パレードなど華やかなイベントが行なわれ毎年多くの人で賑わっている。
- ・ 史跡内も会場の一部となっており、平成 25 年度は山麓部において火縄銃鉄砲隊による射撃実演が行われている。



写真 2-50 ぎふ信長まつり (山麓部での火縄銃実演)

6) まちなか博士認定試験

- ・ 平成 17 年より実施している、岐阜市の観光、自然、歴史、文化、産業などについての知識や教養の度合いについての認定制度(初級と上級がある)。
- ・ 本認定制度を活用することで、岐阜市を訪れる観光客などに対するホスピタリティの向上や、岐阜市に対する知識を得てもらい岐阜市の良さを再発見してもらう事を目的としている。
- ・ 本認定試験の合格者の有志によるボランティアが、「岐阜市まちなか案内人」として観光ボランティアを行っている。
- ・ 平成 25 年度は、5・6・10・12・3 月の最終日曜日に「岐阜市まちなか案内人と行く金華山歴史探訪登山」を実施した。

(3) 保全活動

1) 岐阜森林管理署

- ・ 管理者として、国有林の保全管理等を行っている。主な活動は以下のとおり。
 - － 国有林保全管理
- ・ 被害木の伐倒処理、植生回復、土壌安定処理 等
 - － 山火事・不法投棄の防止
- ・ 署員による日常巡視。森林保護員による啓もう活動
- ・ 山火事危険期における山火事防止横断幕の設置 等
 - － 標識類や登山道の整備、自然環境保全事業
- ・ 登山道整備(登山道以外への侵入を防止するロープ張り等)
- ・ 注意標識の点検整備
- ・ 自然環境保全活動の職場体験実習生の受入などの森林環境学習
- ・ 樹木の害虫対策措置、ハチ刺され被害対策 等

2) 岐阜市基盤整備部

- ・ 市道である登山道の維持管理を行っている。
- ・ 年に一度、関係各所に呼びかけ、登山道の補修作業を実施。

3) 岐阜市教育委員会

- ・ 市道以外の、国所管の登山道について、維持管理を行っている。

4) 岐阜市消防本部

- ・ 山火事・救助について、要請に応じて対応している。
- ・ 年に一度、金華山一体で山林火災総合防御訓練を実施。山林火災が起きた場合を想定し、登山道と岐阜公園内からホースを延長して放水するほか、岐阜県防災航空隊による救助・消火訓練も行っている。



写真 2-51 山林火災総合防御訓練（三重塔付近）

5) ボランティア団体

岐阜森林管理署は、史跡範囲を含む、国有林野における巡視等の森林保全活動や森林教育における現地案内・指導等の活動について、ボランティアとして協力を得られる団体を、森林ボランティアパトロールとして認定している。森林の巡視、美化を行っている他、岐阜森林管理署と協力して、登山道整備や教育普及事業を行っている。

平成 25 年 3 月の段階で3団体が認定されており(十時会、金華山サポーターズ、ぎふし森守クラブ)、下記に、平成24年度までの事業実績のある2団体について記述する。

a. 十時会による取り組み

- － 保全・保護活動

登山道のうち、7本についてパトロールやゴミ拾い、登山道の補修等の活動を行っている。

－ 学習活動

岐阜森林管理署・岐阜市主催の職場体験等に参加する学生に対し、ボランティア体験の指導を行っている

b. 金華山サポーターズによる取り組み

－ 保全・保護活動

登山道の補修や、自然環境の保全 等

－ 啓発・案内活動

登山者や観光客に対して、マナーの啓発を促すための企画や、登山・散策マップの企画に関する活動

－ 学習・調査活動

自然観察会、環境学習会、児童・生徒の学習支援等を企画実施。

5. サイン整備の観点からみた史跡岐阜城跡の特徴

以上の史跡の要素の状況、利用の状況を総合すると、サイン設置の観点からみた場合における史跡岐阜城跡の特徴は、大きく以下に示す2つの項目（解説すべき特徴、利用の特徴）で整理できる。

サインの整備にあたっては、史跡岐阜城跡のこれらの特徴に留意する必要がある。

（１）解説すべき特徴

- 1) 史跡(文化財)に指定されている、歴史上重要な城郭としての価値。
- 2) 城郭としての価値を理解する上で重要な地区や遺構及び景観。
- 3) 自然、信仰、公園、景観等の重層的な価値。

⇒サイン整備によって、これらの事項を解説する。

（２）利用の特徴

- 1) 広大な範囲に及ぶ金華山一帯に複数の登山道が設置されている(複数の利用起点と登山道の分岐点がある)。
- 2) 岐阜公園に接し信長居館跡がある山麓部や、岐阜城天守(復興天守)等がある山上部を中心に、多くの来訪者が訪れている。
- 3) 史跡の大半が国有地であるとともに、多くの法規制に基づく禁止事項があり、安全確保のための利用上の注意事項がある。
- 4) 城跡の見学を目的とした来訪者の他に、ハイキングや自然を楽しむことを目的とした来訪者も多く、利用の目的が多岐にわたる。また、移動手段として、徒歩の他にロープウェーがあり、来訪者によって移動方法が異なる。

⇒サイン整備によって史跡岐阜城跡の利便性を向上させる。